

わたしたちの合い言葉

- ♥ わたしたちは、経営理念の実現をとおして社会に貢献します。
- ♥ わたしたちの行動は、経営理念に照らして「正しいかどうか」、「公平であるかどうか」で決めます。
- ♥ わたしたちは、利用者、家族のプライバシーを厳守します。
- ♥ わたしたちは、利用者の可能性を引き出すために常に創造的・積極的な姿勢で臨みます。
- ♥ わたしたちは、顧客志向の人格形成を目指します。
- ♥ わたしたちは、風潮に溺れず、流されず、ひるまず、おそれず、常に原理・原則に立脚し、凛然と行動します。
- ♥ わたしたちは、チームプレーを基本として、組織の中でのお互いの立場を尊重します。
- ♥ わたしたちは、立場や職責を利用した言動・行動を慎みます。
- ♥ わたしたちは、地域に責任ある恵泉会職員として、常に専門知識、技術、職業意識の向上に努めます。



ゆとりある暮らしを創造します

案内図



恵泉会ヘルパーステーション

住所 宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目16番地2
在宅サービス支援棟1階

電話 0220(22)1103

FAX 0220(22)3733

Email: helper-station@keisen-net.jp

介護の老舗のプロがお伺いします。

恵泉会のヘルパーステーション



恵泉会ヘルパーステーション

電話 0220-22-1103



社会福祉法人 恵泉会

訪問介護サービス概要

1 介護保険サービスの内容

- (1) 「訪問介護サービス」及び「介護予防・日常生活総合事業」は、事業者から利用者宅などへ訪問介護員を派遣し、所定の時間帯に応じて入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行うサービスです。
- (2) サービスの提供にあたっては、居宅介護支援専門員の計画に沿って提供します。
- (3) サービス内容の詳細については、担当居宅介護支援事業者の作成する『サービス利用票』及び『週間サービス計画表』に基づき実施します。
- (4) 次の各種サービスがあります。
 - ①身体介護
起床介助、就寝介助、排泄介助、衣服の着脱、身体整容、入浴介助、身体の清拭・洗髪、食事介助、体位変換、服薬介助、移乗・移動介助、通院・外出介助など
 - ②生活援助
住居の清掃・整理整頓、ごみ出し、洗濯、調理、ベッドメイク、衣服の整理・被服の補修、買い物、薬の受け取りなど
- (5) 次のサービスは介護保険の訪問介護サービスでは提供できません。
 - × 利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し
 - × 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - × 来客の応接（お茶、食事の手配など）
 - × 自家用車の洗車・清掃
 - × 草むしり、園芸（植木の剪定など）、花木の水やり
 - × 特別な手間をかけて行う料理（おせち料理など）
 - × ペットの世話（犬の散歩など）
 - × 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - × 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
 - × 室内外家屋の修理、ペンキ塗り

2 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として**基本料金（料金表）の1割**です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者の負担となります。

訪問介護の利用料金

料金表	20分～		30分～	1時間以上
	30分未満		1時間未満	30分ごと
身体介護	2,450円		3,880円	5,640円に 800円
生活援助	20分～45分	45分以上	身体介護に引き続き生活援助 20分以上45分未満670円、45分以上 70分未満1,340円、それ以上2,010円	
	1,830円	2,250円		

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定行動援護サービス (障害者・児向け)

1. 障害福祉サービスの内容

- (1) 「居宅介護サービス」は、事業者から利用者宅などへ訪問介護員を派遣し、所定の時間帯に応じて入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行うサービスです。
- (2) サービス内容の詳細については、地域生活支援事業者の作成する「個別支援計画」に基づき実施します。
- (3) 次のサービスがあります。
 - <居宅介護>
 - 身体介護 … 起床介助、就寝介助、排泄介助、衣服の着脱
身体整容、入浴介助、身体の清拭、体位交換
服薬介助、移乗・移動の介助、通院・外出の介助など
 - 家事援助 … 住居の清掃・整理整頓、ゴミ出し、洗濯、調理
ベッドメイク、衣服の整理、服装の補修、買い物
薬の受け取りなど
- (4) 提供できないサービス内容は、介護保険のサービスと同様です。

2. 登米市障害者（児）移動支援サービスの内容

- (1) 「移動支援サービス」は屋外での移動に困難のある障害者又は障害児の外出のための支援を行うサービスです。
- (2) サービスの内容の詳細は「地域生活支援の支給決定内容」に基づき実施します。
- (3) 次のサービスがあります。
 - ・買い物支援 ・ 娯楽活動の移動支援（映画鑑賞、カラオケ等）
（原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。）
- (4) 提供できないサービス内容
 - ・通勤、通学等の繰り返し継続される外出
 - ・営利活動のための外出
 - ・長期の外出及び社会通念上不適切な外出

3. 利用料金

所得に応じた負担があります。

介護予防訪問介護・総合事業の利用料金（月額）

要支援 1・2	週1回利用	11,680円
要支援 1・2	週2回利用	23,350円
要支援 2	週2回以上利用	37,040円

初回加算 200円が加算されます。

共通事項

- ① 料金表は通常時間帯（午前8時～午後6時）の料金です。
- ② 早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）帯は上記料金の25%増しとなります。
- ③ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ④ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ⑤ 初回に実施した訪問介護にサービス提供責任者が同行訪問し、初回加算をいただきます。

(2) 交通費

- ①登米市内のサービスの提供は無料です。
- ②それ以外の地域へのサービス提供の方は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費を頂戴します。

(3) キャンセル

- キャンセルが必要となった場合は、早めにご連絡ください。
(連絡先：電話 0220-22-1103)

3. 訪問介護利用契約における個人情報使用の同意について 次に記載する目的、条件、内容に従い利用者及びその家族の個人情報使用についての同意をお願いいたします。

(1) 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、訪問介護等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

(2) 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、第7項（1）に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録します。

(3) 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況など事業者が訪問介護を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

